

2. 地方交付税制度をめぐる4つの論点

飛田博史

はじめに

2000年代以降の地方交付税は、いわゆる三位一体改革による地方交付税総額削減の逆風にさらされるなかで、骨太方針2004において「地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する」という文言が盛り込まれて以来、政府の財政方針における「一般財源総額確保」を担保として、財源保障が行われてきた。

それは地方自治体の財政運営にとって、財源保障の安定性や予見可能性という面では安全弁として寄与してきたが、一方で総額が確保されれば、その内容はあまり問題とされない、言い換えれば質は問わない状況をもたらしているのではないかと考える。

とりわけ、近年の地方財政計画では、いわゆる歳出特別枠のような臨時的な経費が1兆円規模で計上され、マクロの一般財源総額をかさ上げするとともに、これを各自治体レベルで保障する普通交付税算

定では、行革や地域活性化の指標を一部導入し、自治体の「努力」を反映させる手法が目立っている。それはいわば、安定的に確保された交付税のパイを自治体間の競争を通じて奪い合う構造である。

さらに2016年度にはいわゆるトップランナー方式が導入され、普通交付税の単位費用に民間委託等の進んだモデル自治体の経費水準が反映されることになり、行革を前提とする交付税算定が推進されようとしている。

このように毎年度、財源保障の見直しが頻繁に行われるなかで、安倍政権下の財源保障の現状を立ち止まって客観的に評価する必要性がある。

本稿では近年の地方交付税制度をめぐる4つの論点を取り上げ、それぞれ検討を加えて問題点を明らかにする。

(1) 財源保障の動向

① 地財計画の状況

まず、2000年度以降の地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）と地方交付税（以下「交付税」と呼ぶ）総額の動向を見ておこう。

図表1は地財計画をはじめとする財源保障の規模の推移である。

2001年度の89.3兆円をピークに、いわゆる三位一体改革の期間に減少に転じた。これは、当時の給与関係経費、一般行政経費、投資的経費（特に単独）を2004～06年度の間に一定水準に抑制するもので、地財規模自体が大幅に削減されることになった。これに伴い、交付税総額の削減を通じて一般財源総額も減少し、2001年度の58.9兆円から2004年度には55.6兆円まで削減された。

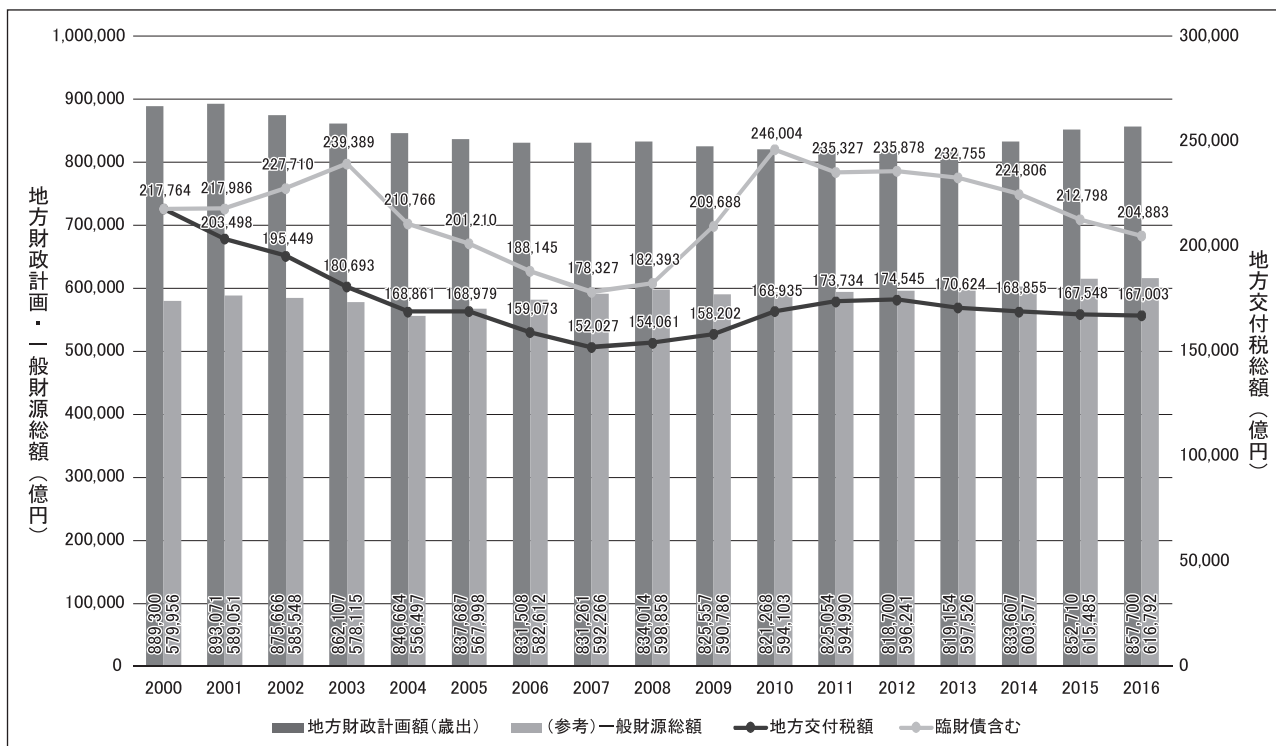
その後、政府の骨太方針2004に「一般財源総額

確保」が明記されることにより、削減傾向に歯止めがかかり、再び増加に転じた。

さらに2008年度秋のリーマンショックにともなう地方財政危機対策として、2009年度には交付税総額を国の一般会計から別枠で1兆円加算する「別枠加算」が講じられ、交付税を「量」として増やす財政措置が導入された。

財源保障の大枠となる地財計画についても、2008年度の地方再生対策費（4,000億円）以降包括的な臨時的経費が算入され、年々その規模は拡大しており、2015年度以降は政府の地方創生政策を受けて「人口減少等特別対策事業費」が1兆円計上され現在にいたっている。なお、本稿では2008年度以降の包括的な臨時経費のほか、2014年度以降、一般行政経費の内数として計上された

図表1 地方財政計画、一般財源総額と地方交付税総額の推移



(資料) 総務省ホームページ 地方財政計画各年度資料より作成

「地域の元気創造事業費」および「まち・ひと・しごと創生事業費」を含め「歳出特別枠等」と呼ぶこととする。

地財計画の推移は2009年度以降、ほぼ横ばいで推移し、2013年度以降増加傾向に転じている。

また、一般財源総額もリーマンショックを挟んで横ばいで推移し、2012年度以降増加傾向に転じている。

以上から、地財計画と一般財源総額の拡大が並行するのは2013年度以降であることがわかる。

次に、交付税総額については臨財債控除後で見ると、2000年度以降減少傾向をたどり、2007年度で底を打ったのち増加に転じ、2012年度をピークに微減傾向にある。

臨財債控除前では2003年度をピークに、いわゆる交付税ショックの2004年度に減少に転じたあと、2007年度で底を打ったのち増加に転じ、2010年度をピークに増加傾向にあった。

2000年代前半から半ばの減少局面は、地財計画の規模縮小および地方税の増加見通しによる財源不足の縮小によるものである。2000年代後半の増加局面はリーマンショックによる財源不足の拡大

によるもので、2010年代以降の減少局面は地財規模の拡大するなかで、景気回復と税制改正による地方税の増加によるものである。

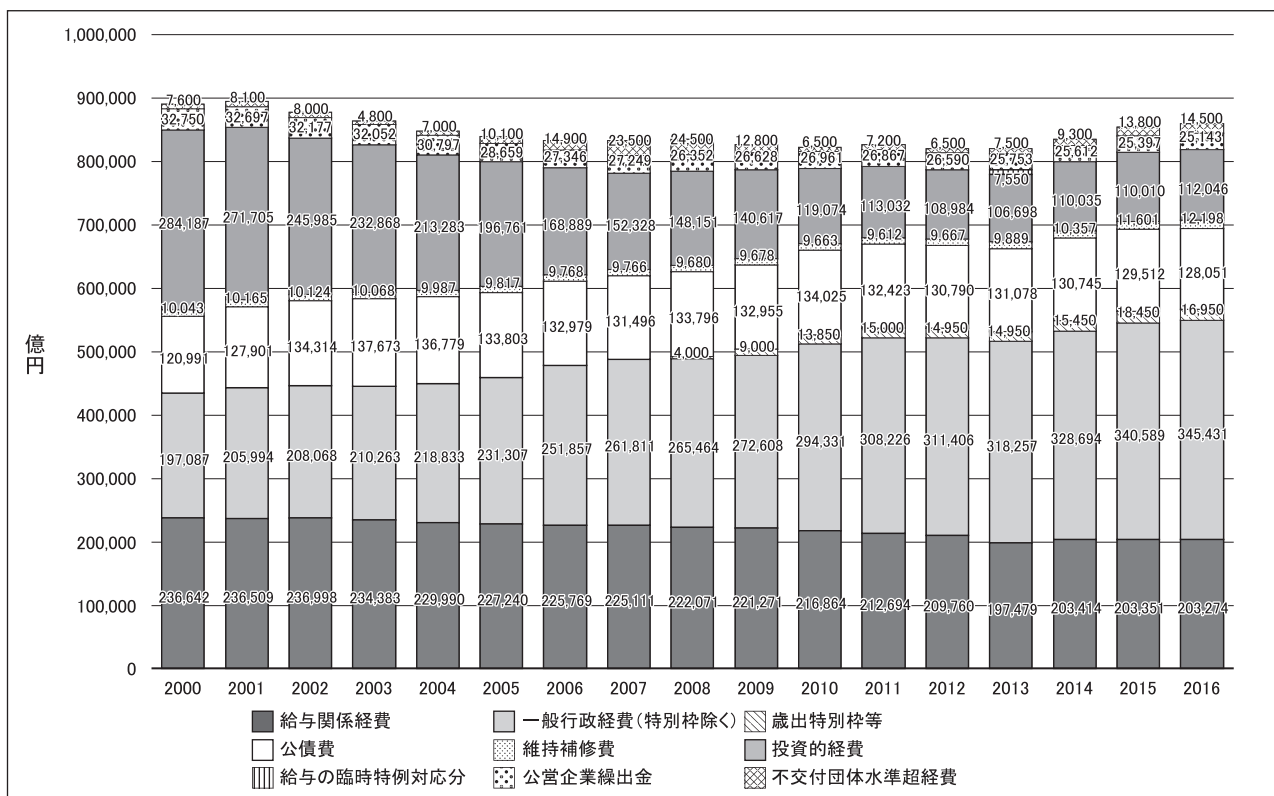
② 地財計画の歳出の状況

図表2で地財計画の内容を歳出面から見ると、一般行政経費（歳出特別枠等を除く）が社会保障費の制度充実および自然増にともない増加しているほかは、主要な経費では減少傾向にある。2000年代初頭と直近で比較すると一般行政経費と投資的経費の規模が対照をなしており、現在の財源保障が大幅な投資的経費の縮小を特徴としていることがわかる。

2013年以降、地財規模が増加傾向にあるが、一般行政経費と維持補修費を除けば、臨時的な経費である歳出特別枠等に依存している状況にあり、安定的な財源保障のあり方からみて脆弱性をもっている。

なお、維持補修費については近年の公共施設の維持更新費の増大を踏まえたものであり、この拡充は今後の投資的経費の財源保障を展望する重要な要素といえる。

図表2 地方財政計画の推移（歳出）



(資料) 同上

(2) 論点1 — 一般財源総額は確保されているのか

① 「総額確保」の経緯

2004年度のいわゆる交付税ショックのなかで、国の財政方針において「一般財源総額確保」が明記されたのは、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」（骨太方針2004）である。そこでは「地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保する」と記述されている。ただし、当時はその水準をどこに求めるかは明記されておらず、交付税ショックのような大幅な交付税カットはしないという方針を暗示したものと推察される。

その後「一般財源総額確保」は若干の表現の違いはあるものの、ほぼ毎年度、政府の財政方針に明記されるようになった。

一般財源総額確保の水準を示すようになったのは2012年度の予算方針からで、当時は「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を平成23年度地方財政計画と実質

的に同水準となるように確保する」として、安定性を明確にするようになった。

さらに2014年度には前年度に閣議決定された中期財政計画に則り、「2014、2015年度の一般財源総額が2013年度を下回らない水準で確保する」という複数年度の財源保障として示された。

2016年度予算へ向けた骨太方針2015では、脚注部分ではあったが「交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」として、さらに中期的な保障が明記された。

このように、毎年度の国の予算や財政方針において、おおむね「一般財源総額確保」が明記され、安定的な財源保障が担保されてきた。

ただし、その一方で、近年、複数年度にわたる水準確保が方針となっていることは、その間、国の政策展開にともなう一般財源の所要額の増加が

生じたとしても、必ずしも所要の財源を確保することを約束するものではないと解釈することもでき、必要額を確保するのではなく、水準を前年度並みとしてキャップをかける意図とみることができる。

なお、骨太方針2016では、遂に一般財源総額確保の文言が盛り込まれなかった。すでに前年度に複数年度の財源保障の方針が示されたとはいえ、一般財源総額確保に対する政府方針が消極的になったという見方もできる。

② 一般財源総額の状況

図表3は2000年度以降の一般財源総額の推移を表したものである。

2000年度以降、三位一体改革による減少を経て増加に転じたが、リーマンショック後に再び減少し2010年度を底に増加に転じ、2014年度以降、60兆円台にいたっている。

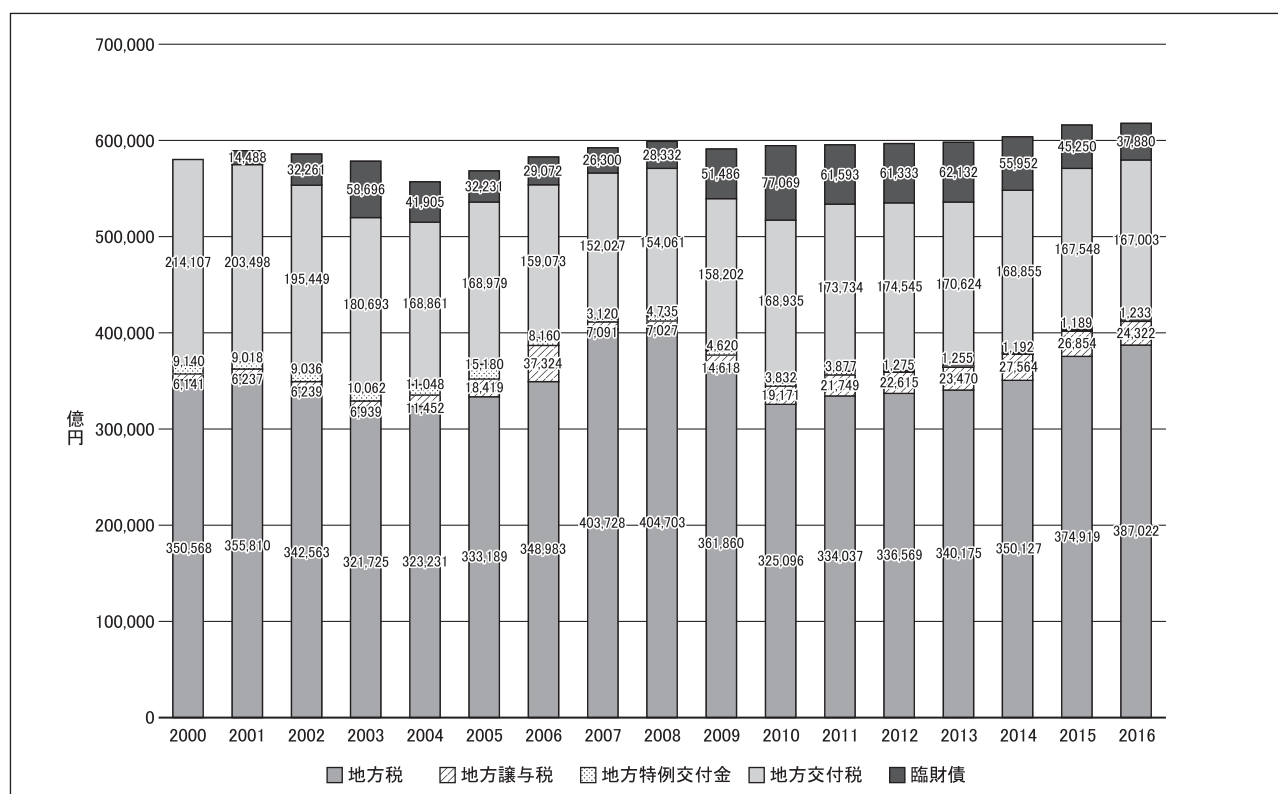
この間、地方税の回復局面で一般財源を大きく押し上げているように見えるが、2006年度の恒久的減税の完全廃止、2007年度の3兆円の税源移譲、

2013年度の個人住民税の年少扶養控除等の廃止、2014年度の地方消費増税など、税制改正による地方税の増収要因が含まれており、単純に過去の水準と比較することはできない。

しかも税源移譲については国庫補助負担金の一般財源化、年少扶養控除等廃止では子宮頸がん等ワクチン接種や妊婦検診関連の国庫負担金の一般財源化、地方消費増税については社会保障目的財源化など相当額の経費との見合いの財源となっており、一般財源の増加といえども実質的には限定的なものと同推察される。

また、臨財債を除く一般財源でみると2016年度が過去最高水準であるが、過去のピークである2008年度を1兆円弱上回る水準にとどまる。この間、上記のような各種一般財源化や社会保障経費の拡大などがあったことを踏まえると、一般財源総額確保を前年度並みあるいは複数年度にわたり一定水準で固定化するというのは、所要充当経費の状況を踏まえると、実質的に安定保障とはいえない。むしろ、財源保障のキャップがかけられたとみることができる。

図表3 一般財源総額の推移



(資料) 同上

③ 歳出（一般行政経費）からみた一般財源総額確保の実態

地方歳出に対する財源保障の意義は、自治体の裁量の余地がある単独事業の充実にある。先述のように近年の地財計画では一般行政経費が増加していることから、その単独事業の状況が注目される。

図表4は、国保事業を除く最近10年間の一般行政経費の補助、単独の推移である。

補助事業は社会保障費の自然増や2010年度の子ども手当の導入などの制度拡充により増加しているが、単独事業は歳出特別枠関連（2014年度：地域の元気創造事業費、2015年度以降：まち・ひと・しごと創生事業費）を除くとほぼ横ばいで推移しており、2016年度は重点課題対応分の計上で若干増加している。

特別枠関連を含めてみると2014年度以降単独事業が拡充されたことになるが、これはあくまで臨時的な経費であり、相当額の一般財源を恒久的に保障するとは限らない。

近年、地方の少子高齢化対策の取組が求められるなかで、「一般財源総額確保」の実態は補助事業の裏負担の増加が主体であり、地方の裁量的単独施策に対する財源保障は臨時的な経費の充実にとどまっている。

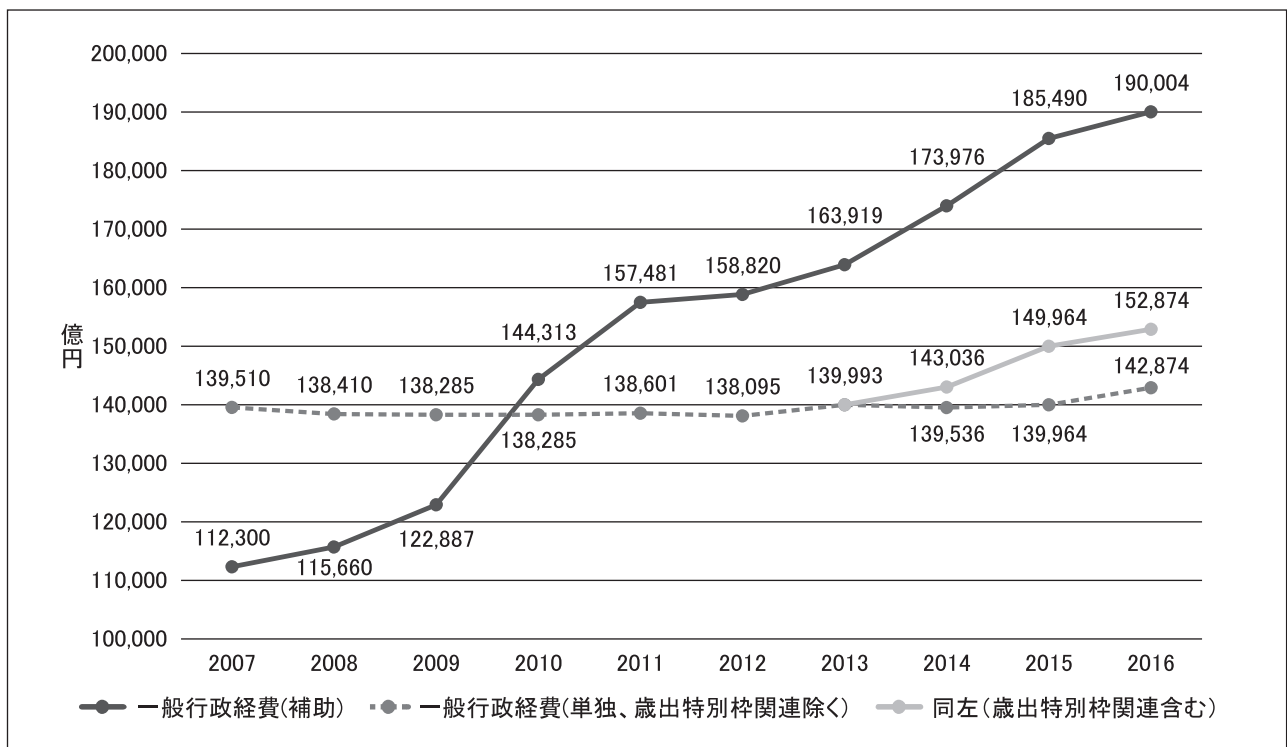
④ 臨財債と一般財源

図表5は一般財源に占める臨財債の割合である。

臨財債の元利償還金は年々増加傾向にあり、2015年度では地財計画の公債費の45%を占めるほどになっている。地財対策ではその償還分について臨財債を発行し、事実上の借換債となっている。

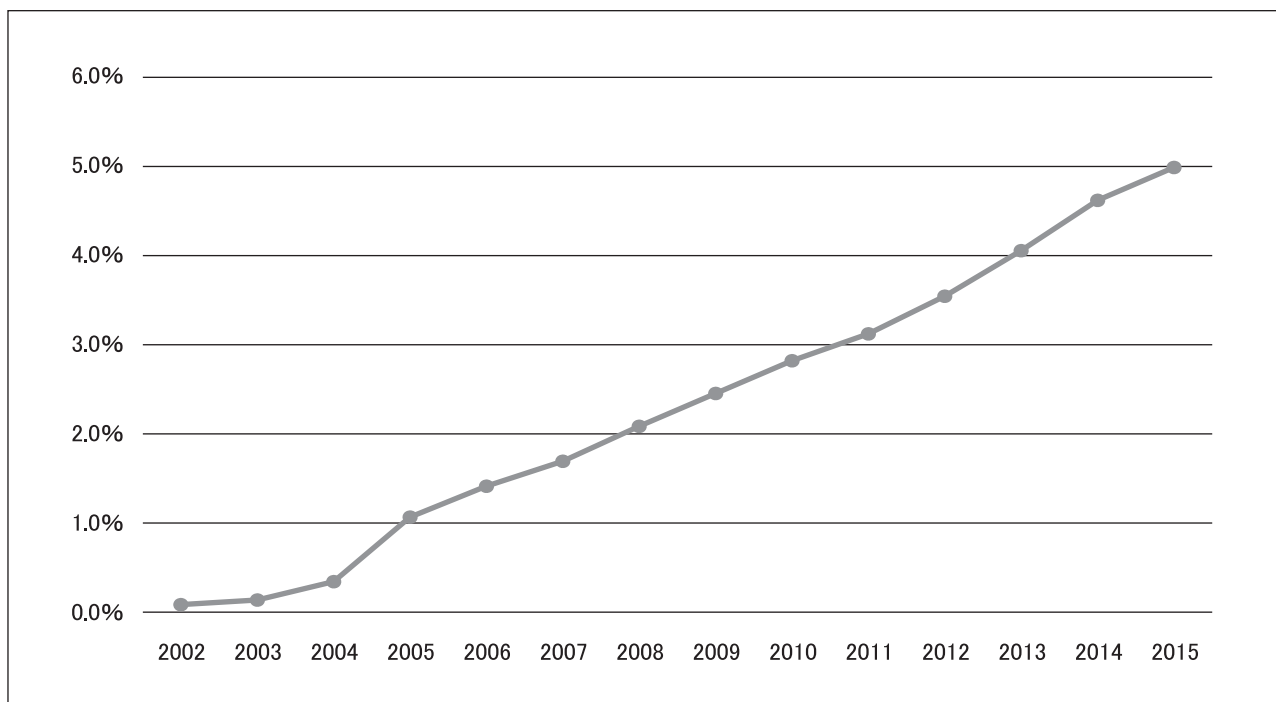
図表のように、一般財源に占める臨財債償還費の割合は低いものの、年々上昇している。既述のように償還費相当額を臨財債で補てんし、あわせて一般財源総額も伸びていることから、臨財債償還費が一般財源を浸食する状況にはないが、今後、一般財源総額の伸びが抑制される局面にいたった場合には、たとえ前年度比同水準であっても、実質的には一般財源水準を引き下げる懸念がある。

図表4 一般行政経費の推移



(資料) 同上

図表5 臨財債元利償還額／一般財源総額



(資料) 総務省「地方交付税等関係計数資料Ⅱ」および地財計画各年度より作成

以上のように近年一般財源総額は安定的かつ増加傾向のなかで量的には確保されているが、その内容は歳出特別枠等や臨財債を含む公債費に負うところが多く、また主要な増加要因である一般行

政経費についても、もっぱら補助事業の裏負担部分が増加しているに過ぎない。用途の自由な一般財源の充実という点からすれば、必ずしも一般財源総額が充実したとは評価できない。

(3) 論点2 — 歳出特別枠等は財政需要として肯定されるか

① 歳出特別枠等の経緯

歳出特別枠等とは、地財計画およびこれにもとづく普通交付税算定で通常の経費とは別枠で包括的な経費を計上するものである。

この用語自体は厳密な定義はないようだが、2008年度の地財計画で「地方再生対策費」4,000億円を「特別枠」で計上するとして先鞭をつけた。

ただし、政府側の国会答弁のなかでは2012年度の地域経済基盤強化・雇用等対策費以降、「歳出特別枠」と呼ばれるようになったことが確認できる。

なお、2014年度以降、地財計画の臨時項目から一般行政経費の内訳として、特別枠の事実上の移行が図られており、2016年度現在では「まち・ひ

と・しごと創造事業費」1兆円が一般行政経費に計上されている。

地財計画の説明ではこうした一般行政経費の内訳は「歳出特別枠」とは呼んでいないようであるが、冒頭で述べたように本稿ではこれらも含めて「歳出特別枠等」と呼んでいる。

地財計画における歳出特別枠等の状況は下記の図表6の通りである。

地方再生対策費は、2008年度の地方法人特別税・特別譲与税の創設にともない、事業税の再配分を通じた地財計画の水準超経費の抑制をもとに創設されたもので、その後、2012年度の地域経済基盤強化・雇用等対策費の創設により事実上吸収された。

2009年度の地域雇用創出推進費から地域経済基

図表6 地財計画の歳出特別枠等の状況

(億円)

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
地方再生対策費	4,000	4,000	4,000	3,000					
地域雇用創出推進費		5,000							
地域活性化・雇用等臨時特例費			9,850						
地域活性化・雇用等対策費				12,000					
地域経済基盤強化・雇用等対策費					14,950	14,950	11,950	8,450	4,450
地域の元気づくり推進費						3,000			
地域の元気創造事業費							3,500		
まち・ひと・しごと創生事業費								10,000	10,000
合 計	4,000	9,000	13,850	15,000	14,950	17,950	15,450	18,450	14,450
*重点課題対応分									2,500

(資料) 各年度の地財計画より作成

盤強化・雇用等対策費までは、いわゆるリーマンショックにともなう地方財政危機対策を名目に、地方交付税総額を充実させることを目的に包括算入されたもので、その金額も名称を見直しつつ1.5兆円近くまで増加したが、現在は「危機モード」から「平時モード」への回帰を志向する政府方針のもとで、4,450億円まで減少している。

2013年度の地域の元気づくり推進費は地方公務員の給与の臨時削減にともなう地財計画の圧縮に対する地財対策として講じられたものである。

翌年には地域の元気創造事業費3,500億円が、一般行政経費の内訳に計上された。これは前年度の「推進費」を引き継ぎつつ、臨時経費である地域経済基盤強化・雇用等対策費の削減相当額を補てんする役割を担った。

2015年度のまち・ひと・しごと創生事業費1兆円は、安倍政権の地方創生の取組を反映し、やはり一般行政経費の内訳として計上され、事実上、前年度の「創造事業費」が吸収された。

2016年度は「創生事業費」は同額計上される一方、地域経済基盤強化・雇用等対策費は4,450億円に縮小した。

なお、歳出特別枠等には含めていないが、一般行政経費内の重点課題対応分として①自治体情報

システム構造改革推進事業②高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり③森林吸収源対策等の推進について総額2,500億円が計上され、事実上、地域経済基盤強化・雇用等対策費の削減の一部を補てんしている。

② 交付税算定への反映

以上のような歳出特別枠等をもとに普通交付税の算定にも反映されてきた。

図表7は歳出特別枠等の基準財政需要額における算定結果をみたものである。なお、「各項目への包括算定（活性化推進事業費）」については当初の概算ベースとなっている。

毎年度、時の政権が経済危機対策や地域活性化を打ち出す中で、その項目や算定方法の変遷を経て結果的には継続的に算定されてきており、2015年度算定では総額で約1.8兆円と過去最大の規模となっている。特別枠でありながら、需要額の一部を占めるようになっている。

これらの項目はすべて地方交付税法の附則で単年度あるいは「当分の間」として法定された臨時的な算定項目であり、不安定な財政需要に支えられた交付税制度の側面が表れている。

図表7 歳出特別枠等の基準財政需要額の算定結果

(億円)

		地方再生対策費	地域雇用創出推進費	雇用対策・地域資源活用臨時特例費	雇用対策・地域資源活用推進費	地域経済・雇用対策費	地域の元気づくり推進費	地域の元気創造事業費	人口減少特別対策事業費	各項目への包括加算(活性化推進事業費)	合計
2008	道府県分	1,504									1,504
	市町村分	2,504									2,504
	合計	4,008									4,008
2009	道府県分	1,504	2,500								4,004
	市町村分	2,509	2,500								5,009
	合計	4,013	5,000							5,000	14,013
2010	道府県分	1,504		2,250							3,754
	市町村分	2,496		2,250							4,746
	合計	4,000		4,500						5,350	13,850
2011	道府県分	1,124			2,249					3,150	6,523
	市町村分	1,872			2,250					4,350	8,472
	合計	2,996			4,499					7,500	14,995
2012	道府県分					3,297				3,300	6,597
	市町村分					4,097				4,100	8,197
	合計					7,394				7,400	14,794
2013	道府県分					3,297	1,950			3,300	8,547
	市町村分					4,100	1,050			4,100	9,250
	合計					7,397	3,000			7,400	17,797
2014	道府県分					2,924		875		2,795	6,594
	市町村分					2,973		2,624		3,255	8,852
	合計					5,897		3,499		6,050	15,446
2015	道府県分					1,925		975	1,999	2,045	6,944
	市町村分					2,474		2,924	3,997	2,005	11,400
	合計					4,399		3,899	5,996	4,050	18,344

(資料) 地方財務協会「地方財政」各年9月号より作成

③ 基準財政需要額からみた歳出特別枠等

これらの算定が基準財政需要額にもたらす状況を市町村分についてみたのが図表8である。

図表は、個別算定経費、歳出特別枠等、包括算定経費、公債費の積み上げグラフで示したものである⁽¹⁾。なお、2009年度、2010年度も単位費用への加算が行われているが、その内訳が不明であることから、個別算定経費の内数としている。

歳出特別枠等を除く個別算定経費は2007年度から2015年度にかけて17.4兆円から18.2兆円に増加しているが、消費増税による社会保障の充実が図られる2014年度以前でみれば、わずか3～4千億円程度の増加にとどまっている。

この間の臨時項目分および単位費用分をあわせた歳出特別枠等は伸びており、その合計額は2008

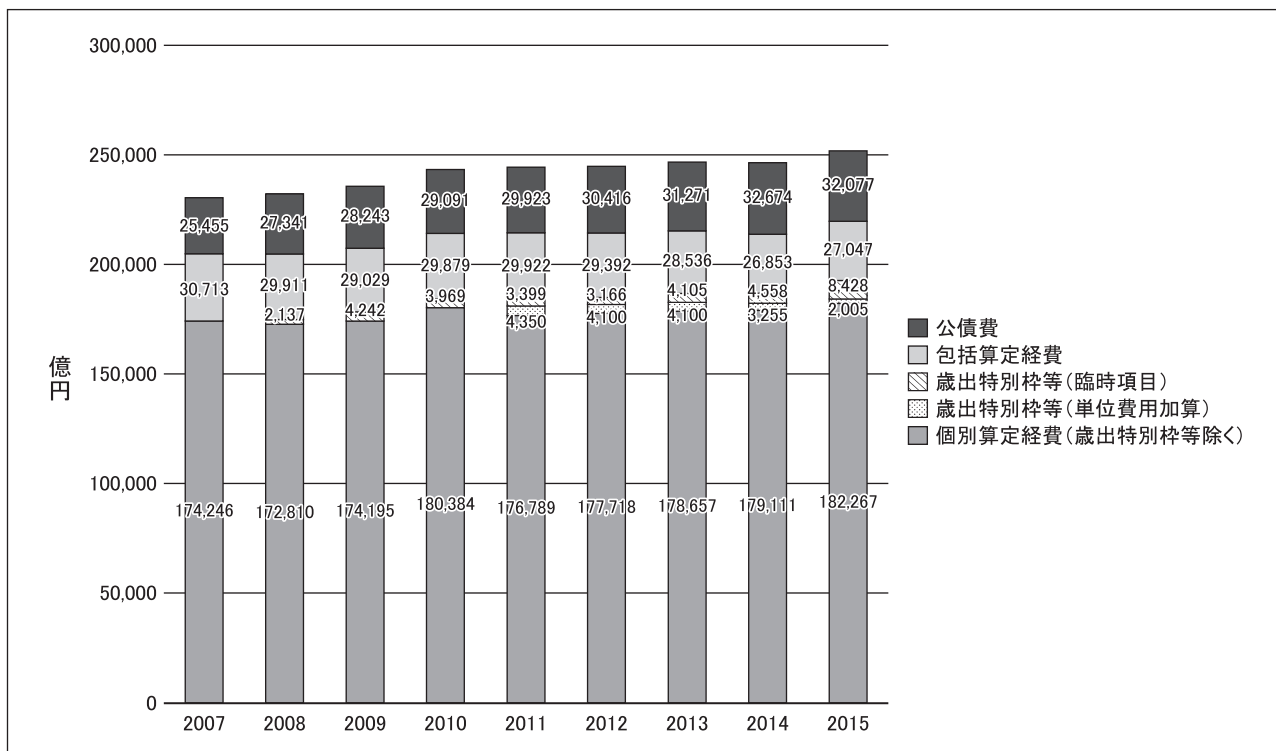
年度約2,100億円から2015年度には約1兆円と需要額全体の増加が歳出特別枠に大きく依存していることがわかる。

包括算定経費は2007年度から2015年度にかけて3兆円から2.7兆円の微減となっており、建設事業関係の抑制や総務費関連の削減が影響している。

公債費はこの間2.5兆円から3.2兆円に増加しているが、主に臨時財政対策債の元利償還金の算入増によるものである。

以上のように、新型交付税導入以降の需要額の伸びが、社会保障関連経費や公債費以外では歳出特別枠等でもたらされており、需要額を通じた交付税の増額が経費実態のない擬似的なものに依存している⁽²⁾。

図表8 基準財政需要額（市町村分・一本算定）の推移（2007～）



(資料) 総務省「地方交付税算定計数資料」各年度より作成

④ 歳出特別枠等の需要額加算効果

歳出特別枠等は年々、需要額算定における影響度を増してきている。

後に成果指標の算定の問題で具体的にとりあげることが、地方再生対策費以来、算定式では段階補正が適用されており、小規模自治体への再配分効果が重視されてきたが、地方創生を背景とする人口減少等特別対策事業費等にいたっては、成果指標を通じてあらゆる自治体の算定において引き上げ効果をもたらしている。

図表9は市町村算定の個別算定経費に占める歳出特別枠等の割合である。

町村は期間を通じてもっとも高い割合を示し、2015年度の算定では7.2%に急上昇している。他の自治体規模では比較的低調であったが、2013年度から全般的に上昇傾向にあり、全自治体の割り増し効果を通じて、地方創生への取組を誘引する効果が小さくないことがうかがわれる。

⑤ 歳出特別枠等の算定根拠の流動性

ところで、地財計画および交付税が、標準的かつ普遍的な行政経費を算定するものと仮定した場

合、歳出特別枠等はこれに即したものと見えるのだろうか。

交付税算定における一連の歳出特別枠等の創設理由に関する総務省の解説を整理すると、おおむね以下のような区分ができる。

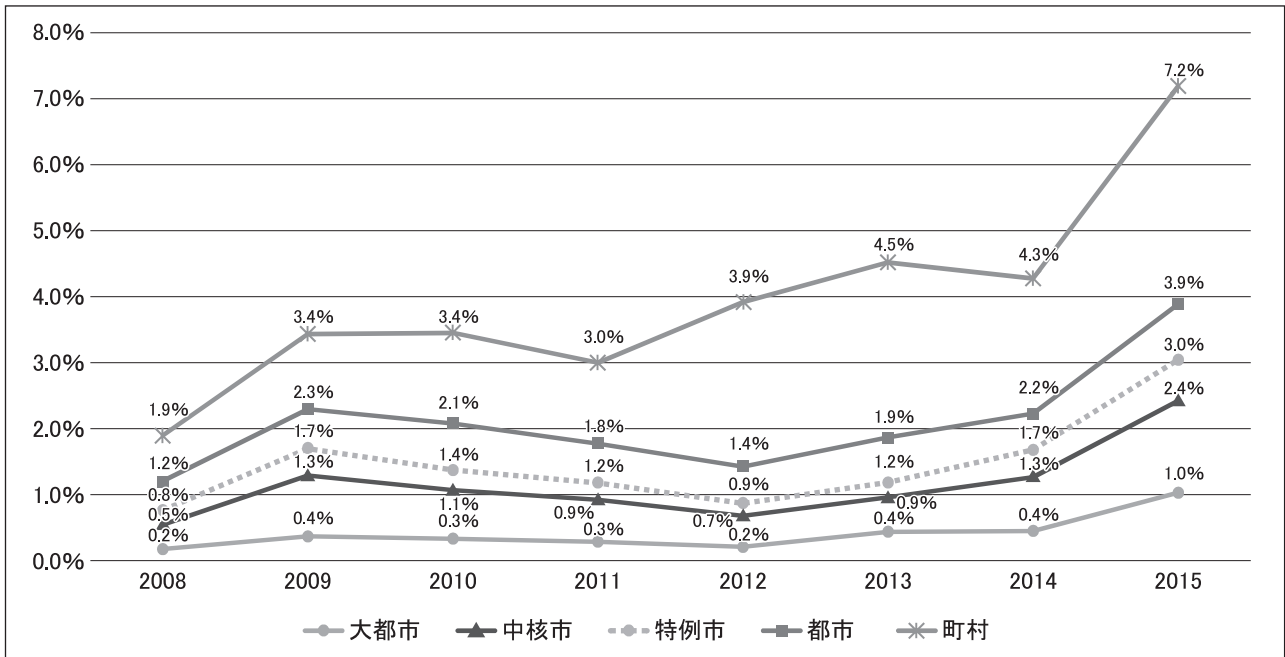
- ・2008～2012年度（地方再生対策費、地域雇用創出推進費、雇用対策・地域資源活用臨時特例費、雇用対策・地域資源活用推進費、地域経済雇用対策費）

経済危機や格差是正を主眼として、地方自治体の救済、とりわけ条件不利地域の自治体への配分に重点が置かれていた。

- ・2013年度（地域の元気づくり推進費）

給与の臨時削減にともなう、交付税算定における人件費削減の事実上の補てん措置として導入され、とりわけ行革算定が強調された。すでに行革算定自体は地域振興費にあったものの、算定基準はアナウンス効果が強かった。国側はこの算定を「地方が要望した」としており、これを転機として「努力」が歳出特別枠等の主役となった。

図表9 需要額（個別算定経費）対歳出特別枠等比



(資料) 同上

・2014年度（地域の元気創造事業費）

「地方団体からの要望を踏まえ、各地方団体が行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられること。地域経済活性化に積極的に取り組み、成果指標を全国標準よりも伸ばしている地方団体は、地域経済活性化に全国標準よりも多く取り組んでいると考えられること」など、推測の域を出ない根拠で成果指標算定を採用しており、「努力」がよりハイブリッド化している。

・2015年度（人口減少等特別対策費）

地財計画の「まち・ひと・しごと創生」を根拠とする算定で、もっぱら地方創生の推進ありきの成果指標で算定しようとしている。解説を読むと交付税制度の標準的行政経費の保障という考え方に沿ったものとして算定の正当性を主張しているが、結局中身は本来の社会保障や地域振興であり、特別枠として算定する必要性は理解できない。しかも取組の必要度では人口が減少している自治体はその対策（人口増？）に取り組む必要性が高いとしているが、必ずしもそうした意向を裏付ける根拠が示されたわけではなく、算定のため

の理由付けという域を出ない。また、取組の成果についても子育て支援等の充実と人口増の因果関係自体、過去のデータから明確な相関は実証されておらず、単なる仮定を指標化しているに過ぎない。

以上のように、2008年度以降、創設時期や個別項目ごとに算定理由の異なる財政需要を流動的に算入してきた状況は、標準的行政水準の財源保障の考え方からして不適切である。しかも、成果指標のように国が企図する政策指標やそのウエイト付けは、算定の客観性という点からも疑義がある。

国が地方に対して財政措置を通じて一定の政策効果を求めるのであれば、本来、奨励的な国庫補助負担金で行うべきであり、交付税にこれを持ち込むことは、標準的な行政経費の算定を基本とする交付税制度の劣化を招くことになる。

⑥ 財源保障の安定性からみた課題

石原信雄はこれらの交付税の附則において算定されている項目について次のように述べている。

「近年、これらの額が巨額となっているが、普通交付税の安定性や地方団体の予見性等を踏まえると、可能な限り通常の費用に移し替える努力を行うことが望ましいと考えられる⁽³⁾」

先に見たように、歳出特別枠等が需要額に占める割合はとりわけ町村において上昇しており、その需要額算定への影響は大きい。

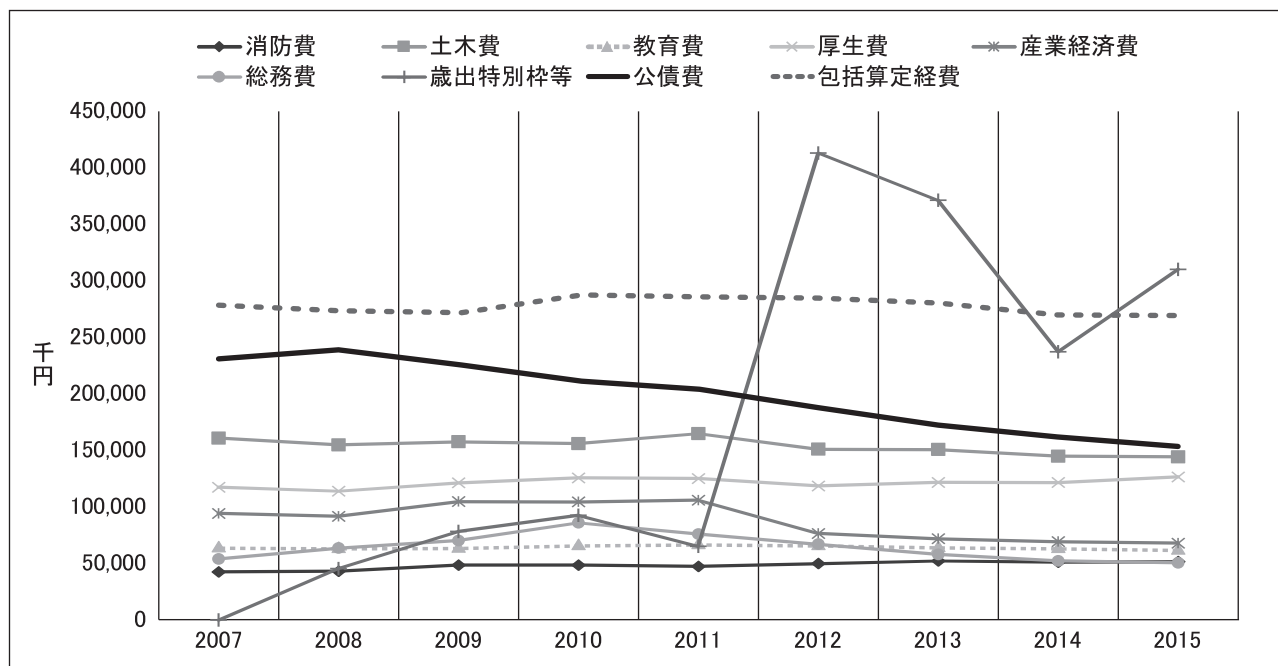
図表10は長野県の人口1,000人台の町村の需要額算定結果を中項目別にみたものである。

公債費や産業経済費が減少しているほかは比較的安定的に推移しているが、歳出特別枠等につい

ては2012年度以降、需要額が急増し2015年度現在では最も大きい項目となっている。しかし、年々の変動幅は著しく、石原が重視する安定性や予見性といった点で問題がある。

特別枠による量としての財源保障の充実が図られている事実は確認できるものの、その質の面では評価しがたい。

図表10 基準財政需要額の中項目別の推移（A村）



(資料) 同上

(4) 論点3 — トップランナー方式は「合理的、かつ、妥当な水準」か

① トップランナー方式とは

国が自治体に対し民間委託等の検討を求める23の業務分野について、合理化の進んだモデルとなる自治体の経費を普通交付税算定の基準とする方法である。

具体的には普通交付税の基準財政需要額の計算要素である「単位費用」の算定基礎を見直すもので、第一に算定基礎の経費項目の給与費から委託費等への移行。第二に経費水準の引き下げという2つの見直しがある。ただし、すべての対象業務について2つの見直しが行われるわけではなく、需要額への影響は異なる。

導入のきっかけは2015年5月12日の経済財政諮

問会議（以下「諮問会議」と呼ぶ）の有識者議員提出資料「論点整理・総論 — 経済再生と財政健全化を両立する計画の策定に向けて」である。同資料では、地方歳出の無駄をなくす「インセンティブ改革」として地方の合理化の取組を促す仕組みを求め、具体策として「地方交付税の単位費用を計画期間内に低コスト団体にあわせる仕組みを導入する」「トップランナー方式」（以下「ト方式」と呼ぶ）が提案された。

これを受けて同年6月30日に閣議決定された骨太方針2015で「自治体間での行政コスト比較を通じて行政効率を見える化し、自治体の行財政改革を促すとともに、例えば歳出効率化に向けた取組

で他団体のモデルとなるようなものにより、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を、計画期間内に地方交付税の単位費用の積算に反映し（トップランナー方式）、自治体全体の取組を加速する」ことが明記された。

これを踏まえ、8月28日総務大臣発出の「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」が示され、民間委託等の検討を求める業務分野がリストアップされ、このうち交付税算定に含まれる23業務がト方式の対象となった。

② トップランナー方式の内容

図表11はト方式の対象業務と見直し内容である。全体で23業務中16業務について段階的な見直しが行われる。このうち、道府県は12業務、市町村は16業務すべてが対象となる。

ただし見直し内容は項目によって異なり、道府県については経費水準の引き下げと経費区分の見直しの両方を行う業務が7、経費水準の引き下げのみが1、経費区分の見直しのみが4である。一方、市町村については両方を行う業務が11、経費水準の引き下げのみが1、経費区分の見直しのみが4である。

なお、これらは項目により単年度限りから最長5年間にわたり段階的に見直され、残りの7業務についても2017年度以降検討し、可能なものから導入を予定している。

また、民間委託等の進捗度が低い町村などの小規模自治体については、段階補正を拡充し、経費実態を勘案することになっている。

資料1は経費水準の最終的な見直し額と見直し期間である。

図表11 いわゆるトップランナー方式による23業務の見直しについて

(○は適用されるもの)

	対象業務	道府県分		市町村分		業務改革の内容
		経費水準引き下げ	経費区分の見直し (人件費→委託費等)	経費水準引き下げ	経費区分の見直し (人件費→委託費等)	
2016年度 (16業務)	学校用務員事務	○	○	○	○	民間委託等
	道路維持補修・清掃等	○	—	○	—	
	本庁舎清掃	○	○	○	○	
	本庁舎夜間警備	○	○	○	○	
	案内・受付	○	○	○	○	
	電話交換	○	○	○	○	
	公用車運転	○	○	○	○	
	一般ごみ収集			据え置き	○	
	学校給食（調理）			据え置き	○	
	学校給食（運搬）			据え置き	○	
	体育館管理	据え置き	○	○	○	指定管理者制度、民間委託等
	競技場管理	据え置き	○	○	○	
	プール管理	据え置き	○	○	○	
	公園管理	据え置き	○	据え置き	○	
	庶務業務	○	○	○	○	庶務業務の集約化
	情報システム運用			○	○	情報システムのクラウド化
	対象業務	道府県分	市町村分			
2017年度以降 (7業務)	図書館管理	○	○	指定管理者制度導入等		
	博物館管理	○				
	公民館管理		○			
	児童館、児童遊園管理		○			
	青少年教育施設管理	○		地方独立行政法人化 総合窓口・アウトソーシングの活用		
	公立大学運営	○	○			
窓口業務		○				

(資料) 総務省資料より作成

③ トップランナー方式の見直しの仕組み

ト方式で具体的にどのような単位費用の影響があるのか、学校用務員の見直しが行われる小学校

費（測定単位 学校数）を例にみてみよう。

図表12は小学校費の単位費用とその積算基礎を表している。

図表12 小学校費・学校数

	総 額（単位費用以外は千円）		前年度比増減	備 考
	2016	2015		
(給与費)		3,707	-3,707	用務員数1人→民間委託等を前提に委託料等へ振り替え
(報酬)	3,506	3,316	190	
(需用費等)	1,931	2,016	-85	
(委託料等)	3,768	217	3,551	用務員事務委託手数料等として給与費から振り替え・見直し。 -156千円
学校経費計	9,205	9,256	-51	
一般財源ベース	9,181	9,228	-47	
うちトップランナー方式による一般財源影響額(千円)			-156	
単位費用(円)	9,181,000	9,228,000	-47,000	
うちトップランナー方式による単位費用影響額(円)			-156,000	

(資料) 地方財務協会「地方交付税制度解説(単位費用編)」2016年度版より作成

小学校費のうち学校数を測定単位とする計算は給与費から委託料等までの合計額から特定財源を控除した「一般財源ベース」がそのまま単位費用になる。

2015年度の単位費用は9,228,000円であり、給与費に用務員数1人の人件費3,707千円が計上されていた。

ト方式の導入により、給与費から委託料等に経費が振り替えられ、さらに156千円が引き下げられ、単位費用では前年度比47,000円減の9,181,000円となる。一般財源ベースでみると減少額は47千円にとどまっており、他の経費がト方式の削減分を相殺している。

ト方式の仕組みを単純にみれば、単位費用引き下げ相当分の交付税が減少することになり、民間委託等が進んでいない自治体ではこれに取り組みざるを得ないことになる。しかし、実際には単位費用の水準はさまざまな変数により決まること。また、交付税交付額は各項目の需要額の総額を通じて決定されることから、算定の見直しと算定結

果は区別するべきである。

④ トップランナー方式の影響

図表13はト方式による各項目の需要額への影響を試算したものである。

左側は単位費用の前年度比増減率とそのうちのト方式の減少率の影響。中間はその算定基礎となる事業費ベースの前年度との増減比較。右側は段階的な見直し後の単位費用の対2015年度水準の減少率である。

小学校費の例でみたように、2016年度の単位費用の増減率は必ずしもト方式の減少率が直接的に影響するとは限らず、他の見直し要因で相殺される場合もある。したがって、毎年度、単位費用の積算結果を待たなければ実質的な影響額を評価することはできない。

最終的な引き下げの影響試算の部分では単位費用の減少率が項目により異なっており、道府県、市町村分の道路橋りょう費、市町村分の小中学校費の減少の影響が大きい。

図表13 トップランナー方式による単位費用の影響（総括）

	対象業務	基準財政需要額の算定項目	単位費用（円）		増 減	うちトップランナー方式による影響額	単位費用伸び率	うちトップランナー影響分	事業費総額（一般財源ベース）（千円）		増 減	うちトップランナー方式の影響額	参考	
			2016	2015					2016	2015			見直し期間後の単位費用（試算）	伸び率
道府県分	学校用務員事務	高等学校費・生徒数	56,600	58,900	-2,300	-325	-3.9%	-0.6%	1,960,604	2,040,438	-79,834	-11,272	57,277	-2.8%
		特別支援学校費・学級数	2,074,000	2,098,000	-24,000	-3,886	-1.1%	-0.2%	725,851	734,311	-8,460	-1,360	2,078,597	-0.9%
	道路維持補修・清掃費等	道路橋りょう費・道路の面積	146,000	151,000	-5,000	-5,504	-3.3%	-3.6%	4,535,776	4,682,206	-146,430	-170,633	134,521	-10.9%
	本庁舎清掃等庶務業務	包括算定経費・人口（百万円）	17,663	19,082	-1,419	-44	-7.4%	-0.3%	17,663	19,082	-1,419	-44	18,941	-0.7%
						-8						-8		
	体育館・競技場・プールの施設管理	その他の教育費・人口	2,110	1,930	180	0	9.3%		3,595,311	3,283,408	311,903	0		
	公園管理	その他の土木費・人口	1,420	1,430	-10	0	-0.7%		2,407,823	2,425,203	-17,380	0		
市町村分	学校用務員事務	小学校費・学校数	9,181,000	9,228,000	-47,000	-156,000	-0.5%	-1.7%	9,181	9,228	-47	-156	8,448,000	-8.5%
		中学校費・学校数	8,778,000	9,126,000	-348,000	-156,000	-3.8%	-1.7%	8,778	9,126	-348	-156	8,346,000	-8.5%
		高等学校費・生徒数	70,300	73,100	-2,800	-400	-3.8%	-0.5%	42,183	43,866	-1,683	-240	71,108	-2.7%
	道路維持補修・清掃費等	道路橋りょう費・道路の面積	75,200	76,600	-1,400	-1,783	-1.8%	-2.3%	203,173	206,743	-3,570	-4,813	71,209	-7.0%
	本庁舎清掃等庶務業務	包括算定経費・人口（百万円）	1,908	2,018	-110	-2	-5.5%	-0.3%	1,908	2,018	-110	-2	1,987	-1.5%
						-3						-3		
	情報システムの運用	戸籍住民基本台帳費・戸籍数	1,190	1,210	-20	-14	-1.7%	-1.2%	48,722	49,784	-1,062	-851		
		戸籍住民基本台帳費・世帯数	2,160	2,020	140	-21	6.9%	-1.0%	88,758	82,793	5,965	-859		
		徴税費・世帯数	4,530	4,540	-10	-64	-0.2%	-1.4%	185,773	186,025	-252	-2,623	4,345	-4.3%
	一般ごみ収集	清掃費・人口	5,070	5,070	0	0	0.0%		569,415	573,883	-4,468	0		
	学校給食（調理）	小学校費・児童数	43,100	43,900	-800	0	-1.8%		29,760	30,303	-543	0		
	学校給食（運搬）	中学校費・生徒数	40,400	41,300	-900	0	-2.2%		24,250	24,799	-549	0		
	体育館・競技場・プールの施設管理	その他の教育費・人口	5,090	5,060	30	-6	0.6%	-0.1%	508,620	505,611	3,009	-643	5,037	-0.5%
公園管理	公園費・人口	531	533	-2	0	-0.4%		53,129	53,289	-160	0			

（資料） 同上

⑤ トップランナー方式は「合理的、且つ、妥当な」水準か

交付税法の第2条6号では、単位費用について次のように定義している。「道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」。

逐条解説によれば、「標準的条件を備えた地方団体」について平均的な行政規模、内容を有し、自然的、社会的条件に特異性のない自治体を想定している。

こうした法律の解釈に基づけば、モデルとなる自治体を基準とすることは標準的条件として不相当である。そもそもト方式は民間委託等の水準設定の考え方が不透明であり、算定にかかる説明責任という点でも問題である。

ここで解釈を拡大し、民間委託等の実施状況にもとづき、実施率の高い業務の経費をト方式とし

て反映したと仮定しよう。

図表14はト方式の主な対象業務に関する自治体の民間委託等の実施状況で、表中の網掛けは実施率が5割未満の業務である。

今年度の16業務についてはその多くが8割以上の実施率であり、上記の前提に立てば、実施自治体の一定の経費水準をト方式として適用する可能性はある。しかし、学校用務員事務については32.8%と5割を切っており、ト方式は単位費用の引き下げを通じた合理化の誘導策となりうる。

さらに2017年度以降実施が検討されている業務については、都道府県、政令市を除けばいずれも5割未満であり、図書館業務にいたっては20%未満ときわめて低い実施率である。これらの業務へのト方式の適用は、単位費用の「合理的、且つ、妥当な水準」の考え方を逸脱するものとなり許容しがたい。こうしたト方式の考え方を安易に適用することは、交付税の財源保障の理念を根本的に覆すことになり、きわめて問題がある。

図表14 民間委託（事務事業）・指定管理者制度の実施状況

(実施比率、制度導入比率 %)

トップランナー方式の主な対象業務		都道府県	政令指定都市	市区町村
民間委託	本庁舎の清掃	100	100	99.2
	本庁舎の夜間警備	100	90	97.8
	案内・受付	97	100	86.2
	電話交換	89.2	89.5	89.9
	公用車運転	91.5	90	86.5
	し尿収集		89.5	97.8
	一般ごみ収集		100	96.3
	学校給食（調理）	100	89.5	61.9
	学校給食（運搬）	100	100	88.6
	学校用務員事務	34.1	40.0	32.8
	道路維持補修・清掃等	100	100	95.3
	情報処理・庁内システム維持	100	100	98.8
指定管理	体育館	93.9	90.8	36.5
	競技場	89.6	64.8	45.5
	プール	92.6	94.4	46.3
	大規模公園	87.9	49.3	49.8
(参考) 2017年度以降の 検討業務	図書館	9.5	21.5	14.7
	博物館	48.9	43.3	27.0
	公民館・市民会館		51.6	21.2
	児童館・児童遊園管理	85.7	71.3	22.5

(資料) 総務省「地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査」2016年3月25日公表より作成

* 網掛けは実施率50%未満

(5) 論点4 — 成果指標は財源保障として許容されるのか

① 実績に応じた交付税算定について

歳出特別枠等の交付税算定は、一定の成果指標にもとづく補正を加える点で、自治体の実績を評価する算定である。

ところで実績ベースの交付税算定の歴史は古く、1956年の特別態容補正（道府県分）にさかのぼる。当時、財政力の低い自治体への傾斜配分を強化するために、所得水準の低さや道路等の未改良率など指標に「あるべき」行政水準を達成する補正として適用された。これが交付税算定の動態化の端緒といわれる。

その後「全総」時代に入り、地方の社会経済インフラの急速な整備が求められるなかで、1962年に地方が実施した公共事業費の一部を補正する「密度補正（事業費補正）」が採用され、さらに1967年事業費補正を投資態容補正に移行させ、客観指標にもとづく投資の必要性を補正する方式を充実させた。

また、1969年には交付税算定を經常経費と投資的経費に区分し、公債費算定については現行の公共施設の公債費を算入する減価償却費算入方式からあるべき公共事業の投資に応じた公債費を算入する計画的事業費算入方式へと完全転換した。

このような「あるべき」水準を一定の成果で算定する方式は、行政水準の充実を図る上では時代の要請であったといえよう。

しかし、「あるべき」水準は、1990年代のいわゆる平成不況対策のように、時として国の政策に地方を動員し過剰な投資をもたらす危険性がある。2000年代に入り、単独事業を過度に拡大した事業費補正が見直されたのは、当時の小泉改革の背景とともに1990年代の反省があったからである。

その点では「あるべき」水準を交付税算定で適切に具体化することは慎重を期すべきであり、現在の歳出特別枠等にもとづく算定が問われるべき点もそこにある。

② 地域の元気創造事業費の例

ここで地財計画の「まち・ひと・しごと創生事

業費」1兆円を受けて算定される「地域の元気創造事業費」（以下「創造事業費」と呼ぶ）の仕組みをみてみよう。

資料2は同経費の算定の概要である。2014年度に創設された創造事業費は総額3,500億円について、行革努力分として3,000億円、経済活性化分として500億円が算定される⁽⁴⁾。

いずれの算定も人口を測定単位として段階補正が適用されており、小規模自治体に手厚い配分となる。さらに經常態容補正Ⅰで行革努力分、Ⅱで経済活性化分が算定される。

ⅠではAの職員数削減率の実績からFの地方債残高削減率までの6指標が適用され、職員数削減率とラスパイレス指数についてウエイトが高い。一方ⅡではGの産業指標からOの道府県民所得または地方税収を指標とし、GからIの3つの産業指標についてウエイトが高い。

補正の考え方は全国平均を上回る実績について高い補正係数が適用されるが、下回った場合でも補正係数の下限値が適用される。試算の結果、經常態容補正合計で最高2.165、最低0.08となり、後者の場合は段階補正が一定程度割り落とされることになる。

算定額、補正係数の両面でⅠにウエイトが置かれており、地域の元気創造事業とは行革推進とみなすことができる。

なお、「まち・ひと・しごと創生事業費」の6,500億円分は人口減少等特別対策事業費として算定されており、こちらは人口減少率や転入者人口比率など、安倍政権の地方創生施策により引きつけた内容となっており、全国平均より劣位にある指標をプラスに補正する「取組の必要度」と全国平均より優位にある指標をプラスに補正する「取組の成果」から構成される。

現時点では前者に高いウエイトが置かれているが、段階的に後者へシフトさせる予定である。

③ 成果指標の問題点

以上紹介した直近の歳出特別枠等における成果

指標の問題点として、次のような3点があげられる。

第一に政策誘導の恣意性が高いことである。

「創造事業費」「人口減少等特別対策事業費」のいずれも、行革や地方創生の政策誘導の意図が強く表れており、普遍的な財政需要を自治体の状況に応じて配分する交付税のあり方とは大きく乖離する。

地方交付税制度創設時の補正係数について、当時の地方自治庁の想定問答集では次のように書かれている。「補正係数を算定する場合基礎とする補正事由は、地方経費を決定している各種条件のうち、客観的に明確であり、恣意や作為の介入の余地がないものの中から普遍的且つ重要なものを選ぶ⁶⁾」

こうした考え方を基本とするならば、歳出特別枠等で採用された各種指標は、国の行革や地方創生の政策推進という恣意や作為の介入ということができるのではないか。たとえば2014年度創設の創造事業費の指標に、2015年度のまち・ひと・しごと総合戦略を踏まえて、新たに女性就業率が加えられたことなど、政策の都合にあわせた場当た

り的な指標化である。

また、各種指標の成果の評価基準、たとえば行革算定における職員数削減率など、比較年度の設定は中央政府が定めるものであり、成果の評価は中央政府のさじ加減次第ということになる。少なくとも成果指標の設定にあたっては国と地方の協議の場にゆだねられるべきだと考えられるが、そうした経過は確認できない。

第二に算定内容の不安定性である。

歳出特別枠等が毎年度見直されている中で、その都度、各種指標が改定されており、「普遍的且つ重要なものを選ぶ」という観点から、補正係数自体の不安定性は問題である。創造事業費における女性就業率の追加などは極めて場当たりのであり、不安定性の象徴といえるだろう。

第三に行革算定の矛盾である。

しばしば指摘していることだが、行革実績を補正と通じて財政需要ととらえるのは、経費の削減を経費として算定することから矛盾している。総務省は行革に要する経費と説明しているが、具体的にどのような需要があるのか明らかではない。

結 び

地方交付税制度は、小泉政権の三位一体改革を転機として、財源保障の内容よりもむしろ量的水準を確保することに傾斜し、地財対策は年々技術化する傾向にある。

それは、従来の地財規模の拡大基調から抑制基調へと転換するなかで「一般財源総額」を橋頭堡として、その確保のために地方の行革や政策の「努力」を人身御供に、臨時的な経費実態を伴わない枠経費の算入で充実を図る財源保障の図式である。

本稿で取り上げた歳出特別枠等の成果算定やト方式などは、いずれも地方の「汗」を「見える化」する代わりに財源保障を担保する算定の一端である。

総務・財務両省の地財折衝の世界では、これまでの一連の制度見直しは最大限の妥協点というこ

となのだろう。

しかし、地方交付税法の「合理的、且つ、妥当な水準」という財源保障の基本的考え方、あるいは石原の指摘するような「安定性、予見可能性」といった運用上の原則などに照らして、近年の交付税算定の見直しは一般財源総額確保の成果よりも、むしろ制度の骨格を脆弱化させる懸念がある。

事実、2017年度へ向けた交付税制度改革をめぐり、諮問会議では「人口減少等特別対策事業費」の成果指標算定の強化が求められ⁶⁾、また、財政制度等審議会では、地財計画の枠計上となっており、同「対策事業費」を含む一般行政経費単独事業の過大見積もりが指摘される⁷⁾など、ここ数年で導入された財源保障の仕組みに対する見直しや批判が相次いでいる。

このように交付税制度のあり方がさまざまな角

度から指摘されるなかで、改めて交付税法の「合理的、且つ、妥当な水準」および配分方法のあり方について、制度の歴史を踏まえた検証が必要であり、少なくとも地方自治体は一般財源総額確保という結果に甘んじることなく、自らが財源保障のあるべき水準を組織的に実証する責任がある。

政府の骨太方針2015では、一般財源総額を2018年度まで2015年度水準を下回らないようにしているが、これは地財計画の歳出水準の見直しを含んだものであることに留意すべきである。約2年半後に地財計画、交付税を通じた「合理的、且つ、妥当な水準」がどのような姿になっているのか。交付税制度は重要な節目にある。

[注]

- (1) 総務省の関連資料では、歳出特別枠等は個別算定経費に含めていないが、実質的には複数年にわたり経常的に算入されていることから、本稿ではこれを含めて呼称している。
- (2) 図表は一本算定にもとづく金額であり、実際には合併算定替により個別算定経費の伸びは図表より高いことが推測されるが、それでもなお歳出特別枠等の寄与度は大きい。
- (3) 石原信雄『新地方財政調整制度論 改訂版』ぎょうせい、2016年、90ページ
- (4) 2014年度は地財計画の一般行政経費の内訳として「地域の元気創造事業費」が計上されたが、2015年度以降は「まち・ひと・しごと創生事業費」に吸収され、交付税算定の項目だけが残された。なお、地方創生政策を踏まえ2015年度以降は経済活性化分の成果指標として女性就業率が追加された。
- (5) 地方自治庁 第13回国会地方財政平衡交付金法改正関係想定問答集 5ページ
- (6) 2016年11月18日 専門調査会経済・財政一体改革推進委員会
- (7) 2016年10月27日

[参考文献]

- 石原信雄『新地方財政調整制度論 改訂版』ぎょうせい、2016
- 遠藤安彦『地方交付税法逐条解説 第3版』ぎょうせい、1996
- 岡本全勝『地方交付税 仕組と機能』大蔵省印刷局、1996
- 小西砂千夫『地方財政のヒミツ』ぎょうせい、2012
- 立田清士「地方交付税の発足時を振り返り、制度運営の歴史を総括する」『地方財政』地方財務協会、2005年4月

飛田博史『財政の自治』公人社、2013

飛田博史「地方交付税算定におけるトップランナー方式の概要と課題」『自治総研』2016年10月

矢野浩一郎「高度経済成長から安定成長へ～地方交付税の成長と質的転換」『地方財政』地方財務協会、2005年5月

「座談会 地方交付税最近10年の歩みと課題を中心に」『地方財政』地方財務協会、2014年11月

トップランナー方式の導入について

- 基本方針2015に基づき、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組を推進
- その際、財源保障機能を適切に働かせ、住民生活の安心・安全を確保することを前提として取り組む。

取組の概要

- 地方行政サービス改革に係る調査によって把握することとしている地方団体の業務改革のうち、単位費用に計上されている全ての業務(23業務)についてトップランナー方式の検討対象とする。
 - ※ 法令等により国が基準を定めている業務や産業振興・地域振興等の業務はトップランナー方式になじまないことから対象としていない。
- このうちできる限り多くの業務(16業務)について平成28年度に着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年(概ね3~5年程度)かけて段階的に反映。
 - ※ 地方団体の人口規模の違い等の地域の実情を踏まえて算定。
- 残る業務について、平成29年度以降、課題等を検討し、可能なものから導入。

【平成28年度に着手する取組】

対象業務	基準財政需要額の算定項目		基準財政需要の算定基礎とする業務改革の内容
	都道府県	市町村	
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	高等学校費 特別支援学校費	小学校費、中学校費、 高等学校費	民間委託等 (現行：直営、 一部民間委託等)
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	道路橋りょう費	
◇本庁舎清掃 ◇電話交換 ◇本庁舎夜間警備 ◇公用車運転 ◇案内・受付	包括算定経費	包括算定経費	
◇一般ごみ収集	—	清掃費	
◇学校給食(調理) ◇学校給食(運搬)	—	小学校費、中学校費	
◇体育館管理 ◇プール管理 ◇競技場管理	その他の教育費	その他の教育費	指定管理者制度導入、 民間委託等 (現行：直営、 一部民間委託等)
◇公園管理	その他の土木費	公園費	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	包括算定経費	庶務業務の集約化
◇情報システムの運用 (住民情報、税務、 福祉関連等の情報システム)	—	戸籍住民基本台帳費、 徴税费、包括算定経費	情報システムの クラウド化

※ 下線の項目については、既に業務改革を前提とした経費水準としており、平成28年度から経費区分を給与費から委託料等に見直し。

(資料) 総務省ホームページ

平成28年度トップランナー方式の見直し方針（予定）

【市町村分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容				見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し		経費区分の見直し (給与費→委託料等)	段階補正の見直し			
		見直し前	見直し後					
◇学校用務員事務 (小学校、中学校、高等学校)	小学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○		5	民間委託等	
	中学校費	3,707(千円/1校)	2,927(千円/1校)	○				
	高等学校費	7,353(千円/1校)	6,152(千円/1校)	○				
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	153,607(千円)	139,129(千円)			3		
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	55,483(千円)	44,359(千円)	○	○	3		
◇一般ごみ収集	清掃費	192,962(千円)	据え置き	○		-		
◇学校給食(調理)	小学校費	20,255(千円/1校)	据え置き	○		-		
◇学校給食(運搬)	中学校費	12,782(千円/1校)	据え置き	○		-		
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	31,370(千円)	29,441(千円)	○	○	3		指定管理者制度導入、民間委託等
◇公園管理	公園費	51,569(千円)	据え置き	○		-		
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	11,398(千円)の減	○	○	5	庶務業務の集約化	
◇情報システムの運用 (住民情報関連システム、税務関連システム、福祉関連システム等)	戸籍住民基本台帳費	17,586(千円)	13,265(千円)	○	○	3	情報システムのクラウド化	
	徴税费	32,030(千円)	24,160(千円)					
	包括算定経費	36,204(千円)	27,309(千円)					

【都道府県分】

対象業務	基準財政需要額の算定項目	見直し内容			見直し年数	基準財政需要額の算定基礎とする業務改革の内容	
		経費水準の見直し		経費区分の見直し (給与費→委託料等)			
		見直し前	見直し後				
◇学校用務員事務 (高等学校、特別支援学校)	高等学校費	388,570(千円)	332,208(千円)	○	5	民間委託等	
	特別支援学校費	57,312(千円)	50,510(千円)	○	5		
◇道路維持補修・清掃等	道路橋りょう費	4,062,692(千円)	3,550,647(千円)				3
◇本庁舎清掃 ◇本庁舎夜間警備 ◇案内・受付 ◇電話交換 ◇公用車運転	包括算定経費	466,812(千円)	334,448(千円)	○		3	
◇体育館管理 ◇競技場管理 ◇プール管理	その他の教育費	25,629(千円)	据え置き	○		-	指定管理者制度導入、民間委託等
◇公園管理	その他の土木費	161,345(千円)	据え置き	○		-	
◇庶務業務 (人事、給与、旅費、福利厚生等)	包括算定経費	庶務業務として特定せず包括的に算定	8,270(千円)の減	○		1	庶務業務の集約化

※「見直し内容」における「見直し後」については、精査中であり、今後、数値の異動が生じ得る。

地域の元気創造事業費の算定方法(案)

算式

単位費用 × 測定単位(人口) × 段階補正 × (経常態容補正 I + 経常態容補正 II)

単位費用…道府県分950円、市町村分:2,530円

段階補正…地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定

経常態容補正 I (行革努力分)

経常態容補正 I = $(0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$

A : 職員数削減率 / 全国平均削減率

B : ラスパイレス指数(前年度)による係数(指数に応じて増減)

C : ラスパイレス指数(直近5か年平均)による係数(指数が100を下回る程度に応じて割増し)

D : 人件費削減率 / 全国平均削減率

E : 人件費を除く経常的経費削減率 / 全国平均削減率

F : 地方債残高削減率 / 全国平均削減率

α : 算定額を道府県分:750億円程度、市町村分:2,250億円程度とするための率

経常態容補正 II (地域経済活性化分)

経常態容補正 II

= $(0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.05N + 0.05O) \times \beta$

G : 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)

H : 製造品出荷額

I : 小売業年間商品販売額

J : 若年者就業率

K : 女性就業率

L : 従業者数

M : 事業所数

N : 延べ宿泊者数(道府県分)、転入超過率(市町村分)

O : 一人当たり県民所得(道府県分)、一人当たり地方税収(市町村分)

β : 算定額を道府県分:225億円程度、市町村分:675億円程度とするための率

各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し。

指標の取り方について

- ・経常態容補正 I (ラスパイレス指数を除く)については、5か年平均の削減率を用いる。
- ・経常態容補正 IIについて、毎年度公表される統計を用いる指標は、3か年平均の伸び率を用いる。毎年度公表されない統計を用いる指標は、直近の伸び率を用いる。

	指 標	H27算定における指標の取り方
経常態容補正 I (行革努力分)	職員数削減率	H5~9→H22~26
	ラスパイレス指数(前年度、直近5か年平均)	
	人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率	H7~11→H21~25
	地方債残高削減率	H12~16→H21~25
経常態容補正 II (地域経済活性化分)	第一次産業産出額(道府県)、製造品出荷額、一人当たり地方税収(市町村)	H22~24→H23~25
	農業産出額(市町村)・若年者就業率・女性就業率	H17→H22
	小売業年間商品販売額	H19→H24
	従業者数・事業所数	H21→H24
	延べ宿泊者数(道府県)	H23~24→H24~25
	転入超過率(市町村)	H22~24→H24~26
	一人当たり県民所得(道府県)	H20~22→H21~23

※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。